

政令第 号

特定水域航行令

内閣は、海上衝突予防法（昭和二十八年法律第五百一十一号）第三十條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（特定水域）

- 第一條 海上衝突予防法（以下「法」という。）第三十條第二項の政令で定める水域（以下「特定水域」という。）は、左の通りとする。
- 一 備讃瀬戸（男木島燈台、カナワ岩燈標、高島の北端、大串崎、地藏崎、黒崎、豊島の南端、大槌島の島頂、小嶽島の南端、本島のシヨケンボ鼻、本島の黒鼻、佐柳島の南西端、二面島の島頂、高見島の板持鼻、沖ノ洲燈浮標、牛島の山頂（九十五メートル）、三ツ子島燈台、小瀬居島の島頂、小槌島の島頂、男木島の南端及び男木島燈台を順次に結んだ線により囲まれた水域）
 - 二 來島海峡（倉社川口の東岸から大島のタケノ鼻に引いた線、大下島のアゴノ鼻から梶取鼻及び大島の宮ノ鼻に引いた線並びに陸

岸により囲まれた水域（今治港の港域を除く。）

- 三 釣島水道（釣島の北端、琴引鼻、頭崎、野忽那島燈台、甫崎、小市島の島頂及び釣島の北端を順次に結んだ線により囲まれた水域）

四 前各号に掲げるものを除く外、運輸大臣が告示で指定する掃海が完了した瀬戸内海の狭い水道の水域

（燈火等の表示）

第二條 法第七條第四項の船舶又は同條第五項の船舶が、同條第四項但書又は同條第五項の規定により示す燈火は、これらの船舶が特定水域を航行する場合にあつては、これらの規定にかかわらず、航行中、これを示さなければならぬ。

第三條 法第九條第三項の漁船又は同條第七項の漁船が、これらの規定により他の船舶と接近する場合に追加して掲げる白燈又はかどは、これらの漁船が特定水域において漁ろふをしてゐる場合にあつては、

これらの規定にかかわらず、漁ろう中、これを掲げなければならぬ。

(漁船の航法)

第四條 特定水域（備讃瀬戸のうち小與島の南端から小瀬居島の島頂まで引いた線以東の水域及び釣島水道にあつては、運輸大臣が告示で指定する掃海が完了した狭い水道の水域に限る。）においては、法第二十六條本文の規定にかかわらず、漁ろうをしてゐる漁船は、漁ろうをしてゐない航行中の船舶の進路を避けなければならぬ。

(追い越し船の信号)

第五條 動力船は、特定水域において他の船舶を追い越す場合には、その船舶の右げん側を航行しようとするときは、汽笛を用いて連続した長音及び短音を、その船舶の左げん側を航行しようとするときは、連続した長音、短音及び短音を鳴らさなければならぬ。

(備讃瀬戸又は釣島水道における航法)

第六條 動力船は、備讃瀬戸又は釣島水道を東行し、又は西行する場合においては、法第三章に規定する航法による外、左に掲げる航法によらなければならない。

一 できる限り当該船舶の進行方向に対する航路筋の右側を進行すること。

二 島、みさき等のため反対方向から接近してくる他の船舶を見ることが困難な場所においては、島、みさき等を右げんに見る場合は、できる限りこれらに近寄つて進行し、島、みさき等を左げんに見る場合は、できる限りこれらから遠ざかつて進行すること。

三 備讃瀬戸にあつては、波節岩を左げんに見て進行すること。
(來島海峡における航法)

第七條 動力船は、來島海峡を東行し、又は西行する場合においては、法第二十五條第一項の規定にかかわらず、左に掲げる航法によらなければならない。

- 一 順潮の場合にまつては中水道を航行し、逆潮の場合にまつては西水道を航行すること。但し、これらの水道を航行している間に転流があつた場合において、これらの航法によることができないうときは、そのまま該水道を航行することができるとし、また、小島と波止浜との間を航行する船舶は、順潮の場合であつても、西水道を航行することができるとする。
 - 二 中水道を航行する場合にあつては、龍神島、津島及びアゴノ鼻にできる限り近寄つて航行すること。
 - 三 西水道を航行する場合にあつては、龍神島、津島及びアゴノ鼻からできる限り遠ざかつて航行すること。この場合において、小島と波止浜との間の水道を航行する船舶は、その他の船舶の西側を航行しなければならぬ。
- 第八條 動力船は、來島海峡において、中水道若しくは東水道から今治方面に向けて航行する場合又は今治方面から中水道若しくは東水道

道に向けて航行する場合にあつては、法第十九條の規定にかかわらず、中水道又は西水道を航行して東行し、又は西行する動力船の進路を避けなければならぬ。

(來島海峡における信号)

- 第九條 動力船は、來島海峡においては、法第二十五條第二項に規定する信号を行つてはならない。
- 2 動力船は、來島海峡の中水道を東行し、又は西行する場合において、中水道を通過し終るまでに転流があることが予想されるときは、一ノ瀬鼻又は龍神島に並航した時から中水道を通過し終る時まで、汽笛を用いて長音一回を鳴らさなければならぬ。
 - 3 動力船は、來島海峡の西水道を東行し、又は西行する場合において、西水道を通過し終るまでに転流があることが予想されるときは、一ノ瀬鼻又は龍神島に並航した時から西水道を通過し終る時まで、汽笛を用いて長音二回を鳴らさなければならぬ。但し、小島と波

止浜との間の水道を航行する動力船は、來島海峽は龍神島に並航した時から西水道を通過し終る時まで、汽笛を用いて長音三回を鳴らさなければならぬ。

4 動力船は、來島海峽において、中水道又は東水道から今治方面に向けて航行する場合は、中渡島に並航した時から今治港防波堤燈台附近に至る時まで、今治方面から中水道又は東水道に向けて航行する場合は、今治港防波堤燈台附近を通過する時から中渡島に並航する時まで、昼間は、最も見えやすい場所に国際信号旗の第一代表旗及び日旗をこの順序に上下に連掲し、夜間は、汽笛を用いて長音四回を鳴らさなければならぬ。

(潮流の流向)

第十條 第七條及び前條の潮流の流向については、中渡島潮流信号所の潮流信号によるものとし、これによることができなない場合は、海上保安庁刊行の潮汐表によるものとする。

(水上航空機に対する適用)

第十一條 第四條から第九條までの規定の適用については、水上航空機は、動力船とみなす。

附 則

この政令は、法の施行の日（昭和二十九年一月一日）から施行する。

理由

海上衝突予防法の規定により、特定の水域において、燈火の表示、
信号、航法等についての特例を定める必要があるからである。

参考

海上衝突予防法

第三章 航法

前文

- 一 この章の規定を履行するに当つては、すべての動作は、十分余裕のある時期に、適当な船舶の運用方法によりためらわずに行わなければならない。
- 二 衝突のおそれがあるかどうかを接近して知る他の船舶のコンパス方位を慎重に見守ることによつて確かめる場合において、当該コンパス方位に明確な変更が認められないときは、衝突のおそれがあるものと判断しなければならない。
- 三 船員は、水上航空機が、離水し若しくは着水する最後の段階に入った場合又は不利な天気において移動中、危険が切迫した場合は、その予定の動作を変えることができないうことがあつたことに注意しなければならない。

(帆船の航法)

第十七条 二隻の帆船が互に接近し、衝突のおそれがある場合は、その航法については、左の各号による。

- 一 一杯開きでない船舶は、一杯開きの船舶の進路を避けなければならない。
- 二 左舷一杯開きの船舶は、右舷一杯開きの船舶の進路を避けなければならない。
- 三 一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるけんが異なるときは、左舷に風を受ける船舶は、右舷に風を受ける船舶の進路を避けなければならない。
- 四 一杯開きでない二隻の船舶が風を受けるけんが同じであるときは、風上の船舶は、風下の船舶の進路を避けなければならない。
- 五 船尾に風を受ける船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

(行き会い船の航法等)

第十八条 二隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合であつて、衝突のおそれがあるときは、各船舶は、互に他の船舶の左けん側を通過することができらうに、それぞれ針路を右に転じなければならない。この場合において、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合とは、昼間においては、自船のマストと他の船舶のマストとを一直線又はほとんど一直線に見る場合、夜間においては、互に他の船舶の両側のけん燈を見る場合とし、昼間において、他の船舶が自船の針路を横切つて自船の船首方向に見える場合、夜間において、自船の紅色のけん燈が他の船舶の紅色のけん

燈に對する場合、自船の綠色のびん燈が他の船舶の綠色のびん燈に對する場合、自船の船舶方向に他の船舶の綠色のびん燈を見ないでその紅色のびん燈を見る場合、自船の船舶方向に他の船舶の紅色のびん燈を見ないでその綠色のびん燈を見る場合又は他の船舶の両側のびん燈を自船の船舶方向以外の方向に見る場合は、各船舶が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合としなす。

又 この条から第十九条までの規定（第二十条第二項の規定を除く）の適用については、水上航空機は、動力船とみなす。

（横切り船の航法）

第十九条 二隻の動力船が、互に進路を横切る場合であつて、衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右舷側に見る船舶は、他の船舶の進路を避けなければならない。

（動力船と帆船とが接近する場合の航法等）

第二十條 動力船と帆船とが互に衝突のおそれがある方向に進行する場合は、動力船は、

第二十四條及び第二十五條に規定する場合を除き、帆船の進路を避けなければならない。

2 水上航空機は、できる限り、すべての船舶から十分遠ざかり、当該船舶の運航を阻害

しないようにしなければならぬ。

（針路及び速力の保持）

第二十一條 この法律の規定により二隻の船舶のうちの一隻が他の船舶の進路を避けなければならない場合は、他の船舶は、欠の針路及び速力を保たなければならない。但し、欠の船舶は、何らかの事由により両船舶が同時に接近したため、進路を避けなければならない船舶の動作のみでは衝突を避けることができないと認めるときは、衝突を避けるために最善の協力動作をしなければならぬ。

（船首方向の横切りの禁止）

第二十二條 この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない船舶は、必むを得ない場合を除き、他の船舶の船首方向を横切つてはならない。

（速力の減少等）

第二十三條 この法律の規定により他の船舶の進路を避けなければならない動力船は、他の船舶に接近した場合は、必要に応じて、速力を減じ、停止し、又は後退しなければならない。

(追い越し船の航法)

第二十四条 追い越し船は、この法律の他の規定にかかわらず、追い越される船舶の進路を避けなければならない。また、追い越し船は、他の船舶を確実に追い越し、十分遠ざかるまで当該船舶の進路を避けなければならない。

2 他の船舶の正横後二隻(二十二度三十分)をこえる後方の位置するわち夜間は当該船舶のいずれのげん燈も見ることができない位置から当該船舶を追い越す船舶は、追い越し船とする。

3 前項の規定にかかわらず、他の船舶を追い越す船舶は、他の船舶の正横後二隻(二十二度三十分)をこえる後方の位置にあるかどうかを確かめることができない場合は、追い越し船とする。

(狭い水道における航法)

第二十五条 狭い水道をこれに沿って進行する動力船は、くれが安全であり、且つ実行に適する場合は、当該船舶の進行方向に対する航路筋の右側を進行しなければならない。

2 動力船は、反対方向から接近してくる他の動力船を見ることができない水道のわん曲部に接近する場合は、くれのわん曲部から半海里以内に達したときに、汽笛を用いて長音を一回鳴らさなければならない。この場合において、反対方向から接近してくる動力船は、この信号を水道のわん曲部附近で聞いたときは、同一信号で回答しなければならない。動力船は、このようなるわん曲部を航行するに当たっては、反対方向から接近してくる他の船舶の信号を聞くと聞かないにかかわらず、細心の注意を払わなければならない。

(漁船と接近する場合の航法)

第二十六条 漁船をしていない航行中の船舶は、底びき網の他の網又はなわ(引きなわを除く。)を用いて漁船をしている漁船の進路を避けなければならない。但し、この規定は、漁船をしている漁船が航路筋において他の船舶の航行を妨げることができないこととするものではない。

(切迫した危険を避けるための措置等)

第二十七条 この法律の規定を履行するに当たっては、運航上の危険及び衝突の危険に十分注意するとともに、切迫した危険のある特殊の状況(船舶又は水上航空機の性能に基くものを含む。)について十分注意しなければならない。この特殊の状況の場合には、切

迫した危険を避けるためにこの法律に規定する航法によらないことができる。

(港、河川、湖沼等における特例)

第三十条 港及び川の境界附近における船舶又は水上航空機が衝突予防に因り遵守すべき燈火又は形象物の表示、信号、航法又の他通航に關する事項であつて、港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の定めるものについては、同法の定めるところによる。

又 河川、湖沼、内水又は水上航空機の飛行場であつて、政令で定める水域において、船舶又は水上航空機が衝突予防に因り遵守すべき燈火又は形象物の表示、信号、航法又の他通航に關する事項については、前項に定めるものを除く外、政令で特例を定めることができる。